

#### **(14) 固定資産税の減免手続きに関する相談**

##### **【内容】**

固定資産税の減免の適用条件にかかる相談ができます。

##### **【持ち物】**

- ①納税通知書または課税通知書（共有者用）
- ②①がない場合は、運転免許証等の本人確認書類

##### **【担当課】**

市民生活部 資産税課

電話：072-841-1361